

廃棄物有効利用促進事業費交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下「事業団」という。）の環境関連支援費のうち、有効利用促進助成事業費の交付について、「環境関連支援費交付要項（平成26年4月1日施行）」に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、先進的なリサイクル技術や処分場の効果的な管理技術に係る調査や研究開発など、産業廃棄物の有効利用を促進するための事業を支援することにより、循環型社会の構築を図ることを目的とする。

(交付対象事業者)

第3条 この事業費の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する事業者、大学・研究機関及び県内事業者を含む団体
- (2) 前条の目的に合致する事業を行うために必要な施設又は人材に係る能力等を有し、主体的に調査・研究開発に取り組む能力を有する者
- (3) 法令に抵触し助成が適当でないと認められる事業者ではない者

(交付対象事業)

第4条 この事業費の交付の対象となる事業（以下、「交付対象事業」という。）は次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 産業廃棄物の発生の抑制・減量化又は再生利用に関する技術やシステムの開発、高度化に関する研究
 - (2) 埋立方法や維持管理方法の技術的な改善等に関する研究
 - (3) 上記の(1)、(2)の実用化や社会実装に必要な実態把握等に関する調査・研究
 - (4) 減量化、有効利用の促進等を目的として行う意識啓発や理解醸成等のためのワークショップ、シンポジウム、研修会や、各種媒体を用いた情報提供
- 2 交付対象事業の数は、前項第1号から第3号に定めるものについて合計で年3件、第4号に定めるものについて年3件を上限とする。
- 3 1つの事業に対し、最長で3か年度を交付対象とすることができる。

(交付対象経費)

第5条 この事業費の交付の対象となる経費（以下、「交付対象経費」という。）は、別表第1に掲げるもののうち、理事長が必要と認めるものとする

(交付限度額)

第6条 この事業の交付金の上限額は、第4条第1項第1号から第3号に定めるものについては、300万円/年、第4号に定めるものについては、20万円/年とし、予算の範囲内で事業費を交付する。なお、実績額が上限額未満だった場合は、その実績額を交付するものとする。

(交付の決定)

第7条 この事業費の交付の決定については、有識者の意見聴取及び申請者の研究実績等を考慮した上で審査を行い、理事長が交付の決定を行う。

付 則

この要領は、令和 3年12月24日から施行する。

別表第1（第5条関係）

交付対象事業	経費の区分	経費の内容
第4条第1項 第1号、第2号及び第3号	謝金	調査・研究協力者に支払う謝金
	旅費	調査・研究に関する旅費（国内出張に限る）
	材料・消耗品費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
	機械整備費	実験装置又は器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	印刷製本費	資料の印刷・製本に要する経費
	外注委託費	研究開発に必要な検査、分析、調査等の外注経費
	賃金	補助作業を行うアルバイト、派遣社員等を雇用するための経費
第4条第1項 第4号	謝金	研修、講演等に係る講師に支払う謝金
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
	印刷製本費	資料の印刷・製本に要する経費
	使用料	ワークショップ等の会場や必要機材の使用に係る経費
	賃金	補助作業を行うアルバイト、派遣社員等を雇用するための経費